

第2回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年 2月 5日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	3番 遠西 美子
5番 遠藤 由理子	7番 高井 武男
9番 萩原 正道	11番 金井 繁行
13番 井上 正文	15番 小林 由喜子

・欠席

2番 星野 芳寿	4番 石井 武久
6番 宮下 庄吉	8番 生方 芳光
10番 中村 順子	12番 星野 博一
14番 牛口 長明	

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- | | | |
|--------------|--|---------|
| 事務局長 | 1. 開会前
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の総会は1月29日付けで事務連絡させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、縮小して開催することいたしました。
これにより、出席委員は8名でありまして、関係法令に基づく総会の成立要件を満たしておりますので報告いたします。
それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。 | 午後1時28分 |
| 議長
(井上会長) | 2. 開会及び会長あいさつ | 午後1時29分 |
| 議長 | 3. 議事録署名委員の指名について
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1番白石淳一委員、3番遠西美子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。 | 午後1時30分 |
| 議長 | 4. 諸般の報告
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規程による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)制限除外の農地移動について
(4)再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。 | 午後1時31分 |
| 議長 | 5. 付議事件 | 午後1時35分 |

議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

続きまして2番

続きまして関連がありますので、3番4番一括でご意見等あればお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

無ければ一ついいですか。契約内容が売買で、現在登記地目は田になっていて、その他欄に過去に一般住宅用地で農振除外になっていて、その後、令和2年10月に太陽光発電設備用地に変更したとのことですが、このまま売買が進んで許可が出た場合、地目は何になるのでしょうか。

事務局員 はい。申請地については登記地目も現況地目も田となっています。許可後の地目が何になるかということですが、許可後の地目については農業委員会で決めるものではありません。登記官の判断による職権行為となります。おそらくは雑種地の扱いになるのではかいかと思います。

議長 はい。ありがとうございました。

ほかに1番について

続きまして番号2

次に3番

ご意見ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第8号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第9号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第9号については、農用地区域変更明細表のとおり、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第9号「沼田農業振興地域整備計画変更に係る意見について」は、農用地区域変更明細表のとおり、これに同意し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時00分

6. 協議事項

- (1) 令和3年度農地法申請書受付日程(案)について
- (2) あっせんについて
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (2) 行事予定について

(3) その他

8. 閉 会

終了 午後 2 時 4 0 分